

議案第14号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
（休憩時間） 第5条の2 条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める休憩時間は、60分とする。ただし、教育委員会が、業務の運営上必要があると認める場合は、45分とする。 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第8条 <u>条例第11条第1項の民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u> 2 <u>条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> （1）～（3） （略） 3・4 （略） 5 <u>第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</u> （1）～（2） （略） （3） <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の</u>	（休憩時間） 第5条の2 条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める休憩時間は、60分とする。ただし、教育委員会が、業務の運営上必要があると認める場合は、45分とする。 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第8条 <u>（新設）</u> 条例第11条第1項に<u>規定する</u>教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）～（3） （略） 2・3 （略） 4 <u>第2項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</u> （1）～（2） （略） <u>（新設）</u>

規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合	
(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第11条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合	(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第11条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
(5) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合	(4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第3項</u>の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。	5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第2項</u>の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
7 前2項の場合において、職員は、遅滞なく<u>第5項</u>各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。	6 前2項の場合において、職員は、遅滞なく<u>第4項</u>各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。
8 教育委員会は、<u>第3項</u>の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。	7 教育委員会は、<u>第2項</u>の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。
9 条例第11条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員が深夜における勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る深夜勤務制限期間について、深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。	8 条例第11条第2項の規定による深夜における勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る深夜勤務制限期間について、深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。
10 前項の規定による請求があった場合においては、教育委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、教育委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。	9 前項の規定による請求があった場合においては、教育委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、教育委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
11 <u>第9項</u>の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合 (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合 (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要	10 <u>第8項</u>の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合 (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合 (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要

介護者を介護しなくなった場合 12 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第9項</u>の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。 13 <u>前2項</u>の場合において、職員は遅滞なく、<u>第11項</u>各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。 14 教育委員会は、<u>第9項</u>の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 (育児又は<u>要介護者の介護</u>を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに別記様式第4号により行うものとする。この場合において、条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。 2～5 (略) 6 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> 7～9 (略) 10 <u>条例第11条の2第2項及び第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員が超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、超過勤務制限開始日及び超過勤務制限期間を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに別記様式第4号により行うものとする。この場合において、条例第11条の2第2項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項の規定による請求に係る期間とが重</u>	介護者を介護しなくなった場合 11 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第8項</u>の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。 12 <u>前2項</u>の場合において、職員は遅滞なく、<u>第10項</u>各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。 13 教育委員会は、<u>第8項</u>の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 (育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに別記様式第4号により行うものとする。この場合において、条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。 2～5 (略) 6 (略) (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> 7～9 (略) 10 <u>条例第11条の3第2項の規定による超過勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る一の期間について、超過勤務制限開始日及び超過勤務制限期間を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに別記様式第4号により行うものとする。</u>
--	--

<u>複しないようにしなければならない。</u> 11～18 （略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。 2 前項の規定による請求があった場合においては、教育委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、教育委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。 3 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1） 当該請求に係る子が死亡した場合 （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合 （3） <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> （4） <u>前3号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第11条の4第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u> （5） <u>当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u> 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務日終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。 6 教育委員会は、第1項の請求又は前項の届出	11～18 （略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。 2 前項の規定による請求があった場合においては、教育委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、教育委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。 3 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1） 当該請求に係る子が死亡した場合 （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合 （新設） （3） <u>前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第11条の4第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u> （4） <u>当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u> 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務日終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を別記様式第5号により教育委員会に届け出なければならない。 6 教育委員会は、第1項の請求又は前項の届出
---	--

に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 7 条例第11条の4第1項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、<u>児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設、文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所、不登校児童生徒の復帰の支援事業として運営する適応指導教室又は学校教育法施行規則（昭和22文部省令第11号）第140条に規定する特別支援学級を設置する学校（当該請求に係る子が在籍する学校以外の学校に限る。）にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。</u> 8 条例第11条の4第2項に規定する要介護者を介護する職員が早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。 9～12 （略） （育児時間） 第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない子を育てる職員が<u>当該子</u>を育てるための休暇とする。 2 育児時間は、正規の勤務時間において、<u>1人の子</u>（1回の出産で産まれた複数の子は、<u>1人の子</u>とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回ることができない。 3 （略） （1） 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合	に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 7 条例第11条の4第1項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員とする。</u> 8 条例第11条の4第2項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。 9～12 （略） （育児時間） 第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない<u>生児</u>を育てる職員が<u>生児</u>を育てるための休暇とする。 2 育児時間は、正規の勤務時間において、<u>一生児</u>（1回の出産で産まれた複数の<u>生児</u>は、<u>一生児</u>とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回ることができない。 3 （略） （1） 育児時間により育てようとする<u>生児</u>について、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与え
--	---

(2) (略) (3) 育児時間により育てようとする<u>子</u>について、配偶者が常態として育てることができる場合 4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該<u>子</u>について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあっては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。 5 (略) (短期の介護休暇) 第29条の2 短期の介護休暇は、<u>要介護者の介護</u>その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2～7 (略) (介護休暇) 第30条 介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、<u>職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間を承認する。</u> 2 <u>前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。</u> 3 <u>教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。</u>	られている場合 (2) (略) (3) 育児時間により育てようとする<u>生児</u>について、配偶者が常態として育てることができる場合 4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該<u>生児</u>について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあっては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。 5 (略) (短期の介護休暇) 第29条の2 短期の介護休暇は、<u>条例第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が2週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）の介護</u>その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2～7 (略) (介護休暇) 第30条 <u>条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）とする。</u> (1) <u>祖父母</u> (2) <u>兄弟姉妹</u> (3) <u>孫</u> (4) <u>父母の配偶者</u> (5) <u>配偶者の父母の配偶者</u> (6) <u>子の配偶者</u> (7) <u>配偶者の子</u> 2 介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、<u>条例第18条第1項に規定する者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間を承認する。</u> (新設) (新設)
---	---

4	<u>職員は、第2項の規定による申請に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</u>	（新設）
5	<u>教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u>	（新設）
6	<u>第3項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の期間又は第2項の申請に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第20項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u>	（新設）
7	<u>指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</u>	（新設）
8	<u>教育委員会は、第2項の規定による申請に基づき第3項若しくは第6項の規定により指定された指定期間又は第4項の申請に基づき第5項若しくは第6項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第1項の規定にかかわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りではない。</u> <u>（1） 指定期間の指定が3回に達する場合</u> <u>（2） 指定期間が通算して6月に達する場合</u>	（新設）
9	<u>前項の規定により教育委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）は、職員の申請に基づき、延伸期間内において必要と</u>	（新設）

<u>認められる期間を承認する。</u>	
10 <u>前項の規定による申請は、延伸期間の指定を希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。</u>	(新設)
11 <u>教育委員会は、前項の規定による延伸期間の指定の申請があった場合には、第8項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第14項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。</u>	(新設)
12 <u>職員は、第10項の規定による申請に基づき前項若しくは第14項の規定により指定された延伸期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第14項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。</u>	(新設)
13 <u>教育委員会は、職員から前項の規定による延伸期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第8項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u>	
14 <u>第11項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の期間又は第10項の申請に基づき第11項若しくはこの項の規定により指定された延伸期間の末日の翌日から第12項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第20項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u>	(新設)
	3 <u>前項の規定により承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、当該介護休暇の期間（以下「当初期間」という。）の初日から6月後以降の1年6月間に限り、連続する6月の期間内（連続する6月の期間の末日が当初期間の初日から起算して2年を経過する日を超える場合にあっては、2年を経過する日までを限度とする。）において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。ただし、同一の被介護者について、既にこの項の規定により介護休暇を承認した場合は、承認しない。</u>

15	介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。	4	介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。
16	時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。	5	時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。
17	前2項の規定による介護休暇の利用方法は、必要であると認められる場合には、変更することができる。	6	前2項の規定による介護休暇の利用方法は、必要であると認められる場合には、変更することができる。
18	教育委員会は、 <u>介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、</u> 証明書等の提出を求めることができる。	7	教育委員会は、 <u>介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する</u> 証明書等の提出を求めることができる。
19	介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第9号により行うものとする。	8	教育委員会は、 <u>職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。</u>
20	教育委員会は、 <u>介護休暇の申請について、条例第18条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u>	9	介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第9号により行うものとする。 (新設)
21	職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。 (介護時間)	10	職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。 (新設)
第30条の2 <u>介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。</u>			
2	<u>介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u>		
3	<u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に</u>		

対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。 5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第10号の2により行うものとする。 6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。 (期間計算) 第31条 第18条、第19条、第19条の2、第24条から第26条まで及び前2条の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。 2 第16条の規定による休暇の期間について、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）第25条に規定する勤務しない期間その他任命権者が別に定める期間を除き、週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（任命権者が別に定める日を含む。）を当該期間に含むものとする。 (再任用職員等に関する特別休暇等の特例) 第33条 再任用職員等が、第16条、第18条から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。	(期間計算) 第31条 第18条、第19条、第19条の2、第24条から第26条まで及び前条の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。 2 第16条の規定による休暇の期間について、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）第25条に規定する勤務しない期間その他任命権者が別に定める期間を除き、週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（任命権者が別に定める日を含む。）を当該期間に含むものとする。 (再任用職員等に関する特別休暇等の特例) 第33条 再任用職員等が、第16条、第18条から第20条まで、第22条の2から第28条まで、第29条の2及び第30条に規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 8 条第 1 項中「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」とする。
- 3 改正後の規則第 30 条の規定は、施行日以後に同条第 2 項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 30 条第 2 項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第 30 条第 2 項に規定する連続する 6 月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する 6 月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2 回を超えず、かつ、6 月（改正前の規則第 30 条第 2 項に規定する連続する 6 月のうち、基準日以前の期間にあつては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあつては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き 6 月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 6 附則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第 30 条の 2 の適用にあつては、同条第 1 項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 29 年千代田区教育委員会規則第 14 号）附則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。
- 7 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。